

小城市発注工事における現場代理人の取扱い(平成22年小城市種別なし)の一部改正 新旧対照表

現行	改正後（案）
小城市発注工事における現場代理人の取扱い 1～3（略） 4 他の工事の現場代理人との兼任を認める要件 約款第10条第3項の規定に基づく現場代理人の他の工事の現場代理人との兼任を認める要件は、次のとおりとする。 (1) （略） (2) 兼任できる工事等は、原則として市発注工事等とする。ただし、佐賀県（以下「県」という。）の工事等において、<u>県</u>が現場代理人の兼任を認める場合は、市工事等と<u>県</u>工事等を兼任することができるものとする。 (3) 兼任する工事等は、すべて<u>市内</u>の工事等とする。 (4) 兼任する工事等の請負金額等（工事請負金額及び建設関連維持管理業務委託金額をいう。）の合計は、当初契約額（消費税込）で<u>7,000万円</u>未満とする。ただし、次の工事を含まないものであること。 ア 現場代理人が主任技術者を兼任する工事で主任技術者の専任を要するもの イ 現場代理人が監理技術者を兼任する工事	小城市発注工事における現場代理人の取扱い 1～3（略） 4 他の工事の現場代理人との兼任を認める要件 約款第10条第3項の規定に基づく現場代理人の他の工事の現場代理人との兼任を認める要件は、次のとおりとする。 (1) （略） (2) 兼任できる工事等は、原則として市発注工事等とする。ただし、佐賀県、<u>佐賀市及び多久市</u>の工事等において、<u>佐賀県、佐賀市及び多久市</u>が現場代理人の兼任を認める場合は、市工事等と<u>佐賀県、佐賀市及び多久市</u>工事等を兼任することができるものとする。 (3) 兼任する工事等は、すべて<u>佐賀土木事務所管内</u>の工事等とする。 (4) 兼任する工事等の請負金額等（工事請負金額及び建設関連維持管理業務委託金額をいう。）の合計は、当初契約額（消費税込）で<u>8,000万円</u>未満とする。ただし、次の工事を含まないものであること。 ア 現場代理人が主任技術者を兼任する工事で主任技術者の専任を要するもの イ 現場代理人が監理技術者を兼任する工事

5～6（略） 7 その他 (1) 予定価格<u>3,500万円</u>未満の工事については、同日に同一工種の案件を複数開札する場合で、配置予定技術者が重複している場合に、一つの工事を落札したことにより次の工事の入札参加資格を喪失させる取扱いは適用しないものとする。<u>ただし、分離分割発注により公告にその旨を記載した案件については、従来どおりの取扱いとする。</u> (2)～(4)（略）	5～6（略） 7 その他 (1) 予定価格<u>4,000万円</u>未満の工事については、同日に同一工種の案件を複数開札する場合で、配置予定技術者が重複している場合に、一つの工事を落札したことにより次の工事の入札参加資格を喪失させる取扱いは適用しないものとする。_____ (2)～(4)（略）
---	--

附 則(令和6年3月8日)

この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和6年3月8日以降に公告及び通知を行う工事等に適用する。